

第 1 回

北 広 島 市 安 全 で 安 心 な ま ち づ く り を 考 え る 市 民 会 議

と き：平成20年5月8日（木）14:00～

と ころ：北広島市役所本庁舎2階会議室

会議次第

1 開 会

2 依頼状交付

3 挨拶 北広島市長 上野正三

4 委員・事務局員紹介 自己紹介

5 座長の選出

6 説明事項

(1) 市民会議について

- ① 条例制定の必要性と効果
- ② 市民会議の開催要領

(2) 今後のスケジュール等について

- ① 条例制定スケジュール
- ② 市民会議開催予定内容

資料

- ① 平成 18 年度北海道各市の犯罪の現状（北海道警察資料）
- ② 平成 18 年度市町村別住居対象侵入窃盗の認知・検挙状況（北海道警察資料）
- ③ 厚別警察署管内犯罪発生状況及び市民意識調査
- ④ 「地域安全安心ステーション」推進事業アンケート調査報告書（警察庁資料）

7 その他

8 閉 会

「北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議」委員名簿

任期：平成 20 年 5 月 8 日から条例議案の市議会提出まで

(敬称略：氏名は市民会議開催要領 3 の組織順)

氏名	所属団体	備考
しま かげ みつ お 嶋 影 三 夫	北広島市防犯協会連合会に所属する者	
やま ね すすむ 山 根 勸	北広島市暴力追放運動推進協議会に所属する者	
おう かわ ひさ お 大 川 壽 雄	北広島市自治連合会に所属する者	
かわ しま みつ ゆき 川 島 光 行	北広島市社会福祉協議会に所属する者	
さ とう みね こ 佐 藤 峰 子	北広島商工会に所属する者	
よし かわ すすむ 吉 川 進	北広島市 PTA 連合会に所属する者	
おお く ぼ さとる 大 久 保 悟	北海道札幌方面厚別警察署北広島交番所長	
あ そう まさ ひろ 麻 生 昌 裕	大曲青色灯車防犯パトロール隊 (大曲地区連合町内会会長)	
さい とう かね よし 斎 藤 兼 義	緑陽中学校区健連協青色回転灯装着パトロール隊	
あさ か みつ お 浅 香 光 雄	東部南地区防犯パトロール隊 (東部南地区防犯協会会長)	

事務局体制

み くま ひで のり 三 熊 秀 範	市民部長
たけ だ たかし 武 田 隆	市民生活課長
あき ば さとし 秋 葉 聡	市民生活課市民生活主査
うめ き ただし 梅 木 忠	市民生活課市民生活スタッフ

6 説明事項

(1) 市民会議について

① 条例制定の必要性と効果

★ 条例策定の背景(必要性)

- ① 内閣府が平成 16 年に実施した「治安に関する世論調査」で、「ここ 10 年間で日本の治安はよくなったと思うか」という設問に対して、悪くなったと感じている者の割合が 86.6%、「自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になることが多くなったと思うか」という設問に対しても、多くなったと感じているものが 80%を超えている。
- ② 本市(厚別警察署管内)における犯罪件数は、数年前から減少に転じてはいるが、都市化の進展と共に都市型犯罪が増加する傾向にある。
- ③ 全国的にも凶悪犯や低年齢化、自己中心的・短絡的な犯罪が発生している。
- ④ 治安に対する市民の不安が拡大し、防犯や暴力追放の市民ニーズが増大している。

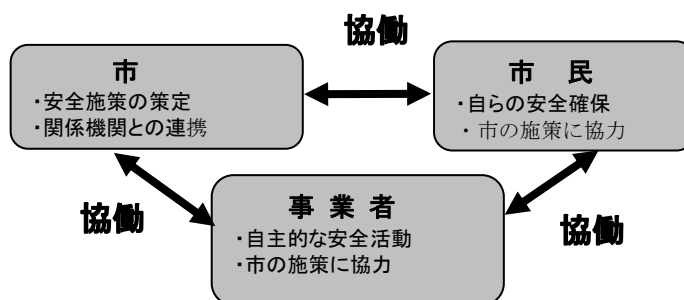
★ 条例策定の効果

- ① 「安全で安心な暮らし」という市民共通の目標に向かう全市的な気運及び市民一人ひとりの安全意識が高まる。
- ② 市の安全施策に対する基本姿勢が明確になる。
- ③ 市、市民、事業者の協働による効果的かつ継続的な取り組みが進む。
- ④ これまで自主的に活動してきた市民組織や市民活動団体の意欲が一層高まる。
- ⑤ 安全で安心なまちづくりを総合的に推進するための推進体制が整う。

★ 条例に盛り込む内容(案)

- ・目的・基本理念
- ・市、市民、事業者の責務
- ・市の基本的な施策
- ・推進体制の整備
- ・活動支援
- ・その他

《 条例の枠組み 》



《 市民会議関係機関 》

- ・防犯協会連合会
- ・暴力追放推進協議会
- ・自治連合会(町内会・自治会)
- ・社会福祉協議会
- ・商工会
- ・PTA連合会
- ・警察
- ・各種防犯活動団体
- ・学校

市民会議

条例制定
安全で安心なまち北広島

《 地域の取組 》

- ・各地区見守り防犯活動
- ・青色回転灯装着防犯パトロール
- ・街路灯設置
- ・その他

②市民会議の開催要領

「北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議」開催要領
(開催)

- 1 市長は、安心して暮らせる安全な地域社会を確保するため犯罪、事故等から市民の暮らしを守る基本理念や市、市民等の役割などについて定める「仮称」北広島市安全で安心なまちづくり条例(以下「条例」という。)の策定に関し必要な検討を行うため、北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議(以下「市民会議」という。)を開催する。
(検討事項)
- 2 市民会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。
 - (1) 条例の望ましい姿及びその骨子
 - (2) 条例の内容等及び素案
(構成)
- 3 市民会議は、委員 10 人以内で構成する。
(委員)
- 4 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。
 - (1) 北広島市防犯協会連合会に所属する者
 - (2) 北広島市暴力追放運動推進協議会に所属する者
 - (3) 北広島市自治連合会に所属する者
 - (4) 北広島市社会福祉協議会に所属する者
 - (5) 北広島商工会に所属する者
 - (6) 北広島市 PTA 連合会に所属する者
 - (7) 北海道厚別警察署北広島交番所長
 - (8) 各種防犯活動団体に所属する者
(座長)
- 5 市民会議に、座長を置く。
 - 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 座長は会議の議長を務めるものとする。
(開催期間)
- 6 市民会議の開催期間は、この要領の施行の日から条例を制定する旨の議案を市長が市議会に提出するまでとする。
(庶務)
- 7 市民会議の庶務は、市民部市民生活課において行う。
(報酬等)
- 8 委員には、報償費、旅費等を支給しない。
(委任)
- 9 この要領に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 8 日から施行する。

(2) 今後のスケジュール等について

① 条例の制定スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査、各種資料、条例草案作成	→											
「安全・安心」関連項目に関わる担当委員会	●											
市民会議設置(1～5回開催)	●	●	●	●								
政前調査会議		●										
片 議		●	●	●			●					
条例(案)決起署名委員会議出		●										
議案提案(12月第4定)									議案 案			
条例施行(2月1日予定)												施行
点 検					原案 案							
報 告					原案 案							
開 議					原案 案							
連 続					原案 案					原案 案		
HP掲載、リーフレット作成等市民周知												

1. 安全・安心に関連する項目、各市の条例制定状況等の調査及び各種資料等の作成準備
2. 「安全・安心」に関連する項目の担当委員会開催
市民生活課、危機管理担当、健康推進課、産業的対策課、環境課、都市整備課、建設課、土木事務所、農政課、商工労働課、水産施設課、管理課、青少年課
3. 市民会議の設置
委員10人⇒防犯推進委員会、暴力追放推進協議会、自治連合会、社会福祉協議会、商工会、PTA連合会、北広島文芸所系、市内各地域防犯活動団体(2団体)
開催1回目⇒自己紹介、市民会議開催主旨、今後のスケジュール、厚別警察署による講話(犯罪等)の現状と課題等)
2回目⇒条例の骨子(先進事例紹介、条例制定の考え方等)協議
3回目⇒条例草案協議
4回目⇒条例草案協議
5回目⇒パブリックコメントを踏まえた最終条例(案)協議
4. 政前調査会議
安全・安心に関する各所管事務及び条例制定主旨の協議
5. 片 議
条例制定主旨の決定、議案付議書提出(10月12日頃)

②市民会議開催予定内容

- ・開催日：下記の予定日とする。
- ・会議時間：2時間以内とする。
- ・会議場所：市役所本庁舎2階会議室及び中央会館集会室
- ・会議の議長：座長が務める

開催予定年月日	会 議 内 容
1回 平成20年5月8日 14時00分から 本庁舎2階会議室	◆会議内容 ①依頼状の交付 ②市長挨拶 ③自己紹介 ④座長の選出 ⑤市民会議について ⑥条例制定スケジュールと市民会議開催 予定内容 ◆出席者 名
2回 平成20年5月22日 14時00分から 中央会館集会室	◆会議内容 ①条例の骨子 (先進事例紹介、条例策定の考え方) ◆出席者 名
3回 平成20年5月30日 14時00分から 中央会館集会室	◆会議内容 ①条例素案協議 ◆出席者 名
4回 平成20年6月 6日 14時00分から 中央会館学習室	◆会議内容 ①条例素案協議 ◆出席者 名

資料

5回 平成20年8月(未定) 14時00分から 本庁舎2階会議室	◆会議内容 ①パブリックコメントを踏まえた最終条例案 確認 ◆出席者 名
---	---

③厚別警察署管内犯罪発生状況及び市民意識調査

(資料提供: 20.3.20 厚別警察署生活安全課)

1 刑法犯認知件数

(単位: 件)

	項目	H15	H16	H17	H18	H19
厚別警察署管内	凶悪犯	23	18	20	12	13
	粗暴犯	88	78	79	72	78
	窃盗犯	2,734	2,423	2,239	2,038	1,947
	知能犯	33	40	97	89	53
	風俗犯	26	23	22	24	13
	その他	422	494	443	465	428
	合計	3,326	3,076	2,900	2,700	2,532
北海道	凶悪犯	507	456	421	401	348
	粗暴犯	2,500	2,221	2,153	2,294	2,146
	窃盗犯	76,395	69,410	55,960	48,853	42,966
	知能犯	1,740	2,160	2,385	2,220	1,786
	風俗犯	437	457	487	503	411
	その他	12,284	13,545	11,665	11,146	10,387
	合計	93,863	88,249	73,071	65,417	58,044

2 刑法犯少年の年齢別補導状況

(単位: 人)

	年齢	H15	H16	H17	H18	H19
厚別警察署管内	14歳未満	39	34	37	39	29
	14歳	33	34	21	22	26
	15歳	45	40	39	38	31
	16歳	55	57	42	50	29
	17歳	44	60	44	40	21
	18歳	25	48	36	32	23
	19歳	10	30	18	24	19
	合計	251	303	237	245	178

3 安全に対する道民意識調査結果(H19.7 北海道警察調べ)

(1) 犯罪に遭いそうな不安の有無

・よくある、たまにある 70,7%

(2) 不安を感じる犯罪の種類

・空き巣ねらい 62,7%

・車上ねらい 57,0%

・悪質商法などの詐欺犯罪 48,6%

(3) 在住地域で起きている犯罪の認知度 ・「知っている」、「ある程度知っている」	74, 6%
(4) 犯罪を知った手段 ・テレビ、ラジオ、新聞 ・町内会からの情報	61, 3% 54, 6%
(5) 地域を犯罪被害から守る活動団体への関心 ・「参加している」、「参加したことがある」	18, 1%
(6) 地域を守るために必要な活動 ・防犯パトロール ・隣近所への見守り、声かけ運動 ・登下校時の児童の見守り活動 ・防犯灯等の設置・点検	71, 0% 48, 6% 47, 7% 47, 1%
(7) ご近所付き合いや連帯感に関する意識 ・「連帯感が強い」、「ある程度連帯感がある」	33, 1%
(8) 行政に期待する地域安全対策 ・防犯灯や通報装置など道路や公園等の安全対策 ・警察の活動や対策の整備 ・犯罪情報や防犯対策に関する情報の提供	62, 4% 56, 9% 49, 0%